第4期中期目標(案)及び(素案)について

第4期(案)	第4期(素案)※8/30 評価委員会 提出資料	備考
(基本的な目標) 公立大学法人山口県立大学(以下「法人」という。)は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並び研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的とする。 第4期中期目標期間においては、人口減少・少子高齢化の進行やグローバル化の進展、社会全体のデジタル化など、社会の状況や地域のニーズが大きく変化していることを踏まえつつ、大学改革に取り組み、地域における共創の拠点として、産業界、行政、高等学校及び他大学等との連携を一層強化しながら、地域と共に未来を創る、地域に欠くことのできない「地域貢献型大学」としての存在感を高めていくことを目指して、次のとおり中期目標を定める。	(基本的な目標) 公立大学法人山口県立大学(以下「法人」という。)は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的とする。 第4期中期目標期間においては、人口減少・少子高齢化の進行やグローバル化の進展、社会全体のデジタル化など、社会の状況や地域のニーズが大きく変化していることを踏まえつつ、大学改革に取り組み、地域における共創の拠点として、産業界、行政、高等学校及び他大学等との連携を一層強化しながら、地域と共に未来を創る、地域に欠くことのできない「地域貢献型大学」としての存在感を高めていくことを目指して、次のとおり中期目標を定める。	
第1 中期目標の期間 中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和12 年3月31日までの6年間とする。	第 1 中期目標の期間 中期目標の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。	

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

人と人の関わりを重視した上で、社会情勢の変化 や地域のニーズを踏まえた大学改革に取り組み、人 口減少の克服や地方創生の実現に向けて貢献するた め、地域におけるグローバル化の進展や社会全体の デジタル化、子ども・子育て支援に係る教育の推進 を図る。

特に、デジタル化への対応については、国際文化 学部において、専門的な人材の育成に取り組むとと もに、社会福祉学部及び看護栄養学部においても専 門分野でデータサイエンスを応用するなど、全学的 な取組を図る。

また、子ども・子育て支援については、子ども家庭福祉問題に対応するセンター的機能や県内の幼稚園教諭・保育士の育成・確保に向けた取組の充実に努める。

次に、大学施設を共創の拠点とし、産業界や行政 <u>等との連携、大学間連携の一層の強化</u>を図り、地域 と共に未来を創る「地域貢献型大学」として、地域 や時代のニーズに即した人材を育成するため、真に 地域が必要とする人材の育成に向けた教育を推進す る。

さらに、大学教育の質の保証・向上を図るため、 取組に対するPDCAサイクルを展開するととも に、学修者の視点に立った教育の充実を図る。

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

人と人の関わりを重視した上で、社会情勢の変化 や地域のニーズを踏まえた大学改革に取り組み、人 口減少の克服や地方創生の実現に向けて貢献するた め、地域におけるグローバル化の進展や社会全体の デジタル化、子ども・子育て支援に係る教育の推進 を図る。

特に、デジタル化への対応については、国際文化 学部において、専門的な人材の育成に取り組むとと もに、社会福祉学部及び看護栄養学部においても専 門分野でデータサイエンスを応用するなど、全学的 な取組を図る。

また、子ども・子育て支援については、子ども家庭福祉問題に対応するセンター的機能や県内の幼稚園教諭・保育士の育成・確保に向けた取組の充実に努める。

次に、大学施設を共創の拠点とし、産業界や行政、 県内大学等との連携の一層の強化を図り、地域と共 に未来を創る「地域貢献型大学」として、地域や時 代のニーズに即した人材を育成するため、真に地域 が必要とする人材の育成に向けた教育を推進する。

さらに、大学教育の質の保証・向上を図るため、 取組に対するPDCAサイクルを展開するととも に、学修者の視点に立った教育の充実を図る。

・記載箇所の変更 《理由》

「特色ある教育研究活動を充実するための大学間連携」については、「第3業務運営の改善及び効率化に関する目標」から「第2教育研究等の質の向上に関する目標」に記述する方が適当。

2 学生への支援に関する目標

学生の多様なニーズに適切に対応しつつ、その豊かな人格形成に資する学生生活を支援するため、学業と学園生活の双方にわたる学生支援活動や環境整備を総合的に推進するとともに、その質の向上を図る。

また、学生のより円滑な職業生活への移行に資するため、入学時から卒業時に至るまでの間において、自らの職業観、勤労観を培い、社会人、職業人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたって支援するともに、県内定着に向けた学生支援を強化する。

3 研究に関する目標

大学の研究水準の維持向上を図るため、大学の教育研究能力の源泉となる教員の研究業績の蓄積とその成果の発信の取組を確実かつ継続的に行う。

また、科学研究費補助金等の外部資金を獲得する ため、特色ある研究創作活動や地域社会に貢献する 研究活動を推進するとともに、その成果の対外的な PR等を積極的に行い、次の研究と地域貢献につな がる好循環を図る。

なお、研究を通じて地域における諸課題が解決できるよう、地域と連携した研究システムの継続と活用による研究の量と質の向上を図る。

2 学生への支援に関する目標

学生の多様なニーズに適切に対応しつつ、その豊かな人格形成に資する学生生活を支援するため、学業と学園生活の双方にわたる学生支援活動や環境整備を総合的に推進するとともに、その質の向上を図る。

また、学生のより円滑な職業生活への移行に資するため、入学時から卒業時に至るまでの間において、 自らの職業観、勤労観を培い、社会人、職業人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたって支援するともに、県内 定着に向けた学生支援を強化する。

3 研究に関する目標

大学の研究水準の維持向上を図るため、大学の教育研究能力の源泉となる教員の研究業績の蓄積とその成果の発信の取組を確実かつ継続的に行う。

また、科学研究費補助金等の外部資金を獲得する ため、特色ある研究創作活動や地域社会に貢献する 研究活動を推進するとともに、その成果の対外的な PR等を積極的に行い、次の研究と地域貢献につな がる好循環を図る。

なお、研究を通じて地域における諸課題が解決できるよう、地域と連携した研究システムの継続と活用による研究の量と質の向上を図る。

4 地域貢献に関する目標

地域における「知の拠点」として、県民の健康の 増進及び個性豊かな地域文化の進展に資するため、 教職協働体制の下、産学公で緊密に連携しながら、 教育活動を行い、地域のニーズに即した人材を育成 し、県内定着を図るとともに、共同研究・受託研究 等の取組を推進し、その成果を着実に地域に還元す るなど、地域・企業等との共創を推進する。

また、県内唯一の「県立」大学として、県の政策 形成や地域の諸課題解決に向けたシンクタンク機能 の強化を図る。

さらに、社会人の学び直しなど、生涯にわたる学習の機会を確保するため、地域が求める生涯学習、社会人のリカレント教育やリスキリング教育の機会を創出することで、地域や企業で活躍する人材の後押しなど、学びの多様化につながる新たな取組を図る。

5 高大連携に関する目標

高校における出前講座や入試説明会等の充実に加え、入学試験における評価の仕組みや、附属高校等の県内高校との着実な連携などにより、高大連携の一層の推進を図る。

4 地域貢献に関する目標

地域における「知の拠点」として、県民の健康の 増進及び個性豊かな地域文化の進展に資するため、 教職協働体制の下、産学公で緊密に連携しながら、 教育活動を行い、地域のニーズに即した人材を育成 し、県内定着を図るとともに、共同研究・受託研究 等の取組を推進し、その成果を着実に地域に還元す るなど、地域・企業等との共創を推進する。

また、県内唯一の「県立」大学として、県の政策 形成や地域の諸課題解決に向けたシンクタンク機能 の強化を図る。

さらに、社会人の学び直しなど、生涯にわたる学習の機会を確保するため、地域が求める生涯学習、社会人のリカレント教育やリスキリング教育の機会を創出することで、地域や企業で活躍する人材の後押しなどを図る。

5 高大連携の推進や学びの多様化への対応

高校における出前講座や入試説明会等の充実に加え、入学試験における評価の仕組みや、附属高校等の県内高校との着実な連携などにより、高大連携の一層の推進を図る。

<u>また、社会人を対象とした大学院における魅力あ</u>る履修証明プログラムの開設等を図る。

・記載箇所の変更

《理由》

「学びの多様化」に係る記述は、 内容が「社会人を対象とした大学院 における魅力ある履修証明プログ ラムの開設等を図る」ことなどであ り、項目としては、高大連携よりも 地域貢献(社会人の学び直しなどの 含む項目)とする方が適当。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

大学運営の改善と効率化を図るため、大学経営 IR 等に基づく質の保証や仕組みの充実・強化を推進するため、大学 DX や大学経営 IR の推進に当たっては、組織体制の強化など、戦略的、効率的、効果的な取組の推進を図る。

また、教育研究を充実させるため、教職協働活動 や会計事務の改善と効率化に取り組むとともに、必 要な教職員の確保、育成、評価の戦略的な実践を図 る。

さらに、大学情報の積極的な発信に継続して取り 組むほか、大学の各種活動の発展のための同窓会や 教育後援会等との連携などの強化を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

大学運営の改善と効率化を図るため、大学経営 IR 等に基づく質の保証や仕組みの充実・強化を推進するため、大学 DX や大学経営 IR の推進に当たっては、組織体制の強化など、戦略的、効率的、効果的な取組の推進を図る。

また、教育研究を充実させるため、教職協働活動 や会計事務の改善と効率化に取り組むとともに、必 要な教職員の確保、育成、評価の戦略的な実践を図 る。

さらに、<u>事務等の合理化、財政的基盤の強化、</u>大学情報の積極的な発信に継続して取り組むほか、<u>特色ある教育研究活動を充実するための大学間連携や、</u>大学の各種活動の発展のための同窓会や教育後援会等との連携などの強化を図る。

・記載の削除 《理由》

「事務等の合理化」は同項目で、 「財政的基盤の強化」は「第4 財 務内容の改善に関する目標」で記述 しているため削除することが適当

記載箇所の変更

《理由》

「特色ある教育研究活動を充実するための大学間連携」については、「第3業務運営の改善及び効率化に関する目標」から「第2教育研究等の質の向上に関する目標」に記述する方が適当。

第4 財務内容の改善に関する目標

大学の財政的基盤については、産学連携による研究費の確保や寄附講座など、自主財源の拡大も含め、 その充実に向けた取組を推進する。

また、予算編成については、これまでの予算の執行状況を踏まえつつ、必要となる経費を合理的に見込んだ上で編成し、予算の執行においては、経費支出の抑制や、資産の効率的な活用に努める。

第5 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に 関する目標

これまで取り組んできた自己点検や外部評価など の結果や学外者の意見が業務運営に適切に反映され ているか、改めて検証し、その結果を基に必要に応 じた改善を図るとともに、当該情報の公表を図る。

- 第6 その他業務運営に関する重要目標
 - 1 施設設備の整備、活用等に関する目標 大学の施設が地域における共創の拠点となるよう、施設設備の有効活用を図る。

また、既存の施設設備の適切な維持管理と必要な整備等を行い、良好な教育研究環境の確保に努める。

第4 財務内容の改善に関する目標

大学の財政的基盤については、産学連携による研究費の確保や寄附講座など、自主財源の拡大も含め、 その充実に向けた取組を推進する。

また、予算編成については、これまでの予算の執行状況を踏まえつつ、必要となる経費を合理的に見込んだ上で編成し、予算の執行においては、経費支出の抑制や、資産の効率的な活用に努める。

第5 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に 関する目標

これまで取り組んできた自己点検や外部評価など の結果や学外者の意見が業務運営に適切に反映され ているか、改めて検証し、その結果を基に必要に応 じた改善を図るとともに、当該情報の公表を図る。

- 第6 その他業務運営に関する重要目標
 - 1 施設設備の整備、活用等に関する目標 大学の施設が地域における共創の拠点となるよう、施設設備の有効活用を図る。

また、既存の施設設備の適切な維持管理と必要な整備等を行い、良好な教育研究環境の確保に努める。

2 安全衛生管理に関する目標

を業務運営に反映させる。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止などの感染症対策など、第3期中期目標期間中の経験を継承するとともに、教育研究活動の円滑な実施に資するため、引き続き、教職員、学生の安全と健康の確保に関する取組を総合的かつ計画的に行い、その水準の向上を図る。

3 法令遵守及び危機管理に関する目標 健全な大学運営のための定期的な法令遵守及び現 代的で多様なリスクに対応するための危機管理対応 の仕組みの更なる充実・強化に取り組み、その成果

2 安全衛生管理に関する目標

新型コロナウイルス感染症の拡大防止などの感染症対策など、第3期中期目標期間中の経験を継承するとともに、教育研究活動の円滑な実施に資するため、引き続き、教職員、学生の安全と健康の確保に関する取組を総合的かつ計画的に行い、その水準の向上を図る。

3 法令遵守及び危機管理に関する目標

健全な大学運営のための定期的な法令遵守及び現代的で多様なリスクに対応するための危機管理対応の仕組みの更なる充実・強化に取り組み、その成果を業務運営に反映させる。